

議 第 2 9 号

コツコツ貯筋体操センター設置及び管理に関する条例の 制定について

本市コツコツ貯筋体操センター設置及び管理に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市コツコツ貯筋体操センター設置及び管理に関する 条例

（目的及び設置）

第 1 条 本市は、市民の介護予防及び健康づくりを推進するとともに、高齢者等の社会参加及び交流に寄与するため、柏崎市コツコツ貯筋体操センター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏崎市コツコツ貯筋体操センター
- (2) 位置 柏崎市東本町一丁目 15 番 5 号

（事業）

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、要介護状態等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する要介護状態等をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に関する事業をセンターにおいて行う。

(使用料)

第 4 条 センターの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第 5 条 故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。